

公立大学法人滋賀県立大学環境管理センター運営委員会規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 11 条第 3 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学環境管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境管理センターの運営に関する事項
- (2) 環境管理センターに係る規程の制定改廃に関する事項
- (3) 環境管理センターに関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 環境管理センター長
- (2) 産学連携センター長
- (3) 各学部ごとに選出される教授 2 人
- (4) 事務局長が指名する事務局職員 1 人

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、環境管理センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局財務グループにおいて処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に滋賀県立大学環境管理センター運営委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第3号または第4号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第1項第4号または第5号の委員である場合における第4条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条、第4条関係）

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条、第5条関係）

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第3条関係）

付 則

この規程は、平成25年9月3日から施行する。（第3条関係）